

事 務 連 絡
令和2年4月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「令和2年度 歯と口の健康週間」について

「令和2年度 歯と口の健康週間」を別紙実施要領により実施することとなりました。
については、域内の教育委員会及び学校に対し、本週間の趣旨等を周知していただきますよう
お願いします。

また、この機会に、学校歯科保健参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健
康づくり 令和元年度改訂」等の指導資料を広く活用し、指導の充実を図るとともに、学校
と家庭との連携に一層御配慮くださるようお願いいたします。

なお、実施に当たっては、厚生労働省医政局歯科保健課より、現下の新型コロナウイルス
感染症の影響を考慮し、イベント等について開催時期の延期を検討するなど、感染拡大に十
分留意した上で柔軟な対応をするよう依頼があったことを申し添えます。

(担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係
TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)
FAX : 03-6734-3794